

事 務 連 絡
平成19年5月24日

各都道府県介護保険主管部（局）

厚生労働省老健局老人保健課

「疑義解釈資料の送付について（その7）」の送付について

標記については、厚生労働省保険局医療課より地方社会保険事務局、都道府県国民健康保険主管課及び老人医療主管課に対して、平成19年4月20日に「疑義解釈資料の送付について（その7）」を送付したところであるが、当該事務連絡中（問26）に「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関する事項等について」（平成18年4月28日老老発第0428001号・保医発第0428001号）の改正に係る疑義解釈があることから、当該事務連絡を、各都道府県介護保険主管部（局）に対して当課より別紙のとおり送付するものであるので、その取扱いに遺憾のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

以上

照会先
厚生労働省老健局老人保健課
企画法令係 米丸
TEL 03-5253-1111 (3949)